

大井社労士事務所便り

デジタル庁がGビズポータル アルファ版の提供を開始

◆Gビズポータルのアルファ版公開

デジタル庁は令和8年3月27日、Gビズポータルアルファ版の提供を開始しました。事業者向けに行政手続の案内と書類準備の支援を行うポータルサイトで、すべての機能を利用するにはGビズID（事業者向け共通認証システム）が必要ですが、検索機能の利用や手続情報の閲覧は、GビズIDがなくても可能です。

◆機能

現在、以下の3つの機能を利用することができます。

① 電子ロッカー

事業者・士業者・行政機関の間で申請書類をオンラインで共有でき、チャット機能を使ったやり取りもできる。共有先がGビズIDを持っていない場合も、メールアドレスを指定したうえでワンタイムパスコードによる認証で招待することも可能。

② 横断検索

アルファ版では主要手続と補助金情報を掲載しており、今後、26府省・約2万4,000件の手続情報を横断的に検索できるよう拡充予定。

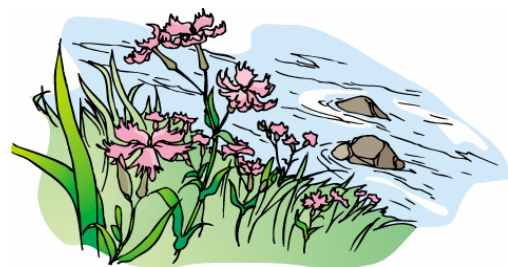
③ 手続ジャーニー

「会社設立」など目的に応じて、必要な一連の手続きを順番に案内する。

また、機能やGビズID取得に関する解説動画のほか、申請者（代表者および担当者）や士業者向けの操作マニュアルも掲載されており、Gビズポータル、電子ロッカーの利用開始方法や操作方法について、実際の画面を挙げながら詳しく解説しています。

◆利用イメージを確認してみましょう

Gビズポータルでは手続きの申請はできず、各省庁の申請システムで行います。オンライン上で申請書類



を共有することによりミスや漏れなく書類を準備して行政手続を効率的に行うためのサービスとして、自社での利用イメージを確認してみるとよいでしょう。

【参考】

Gビズポータル

<https://services.digital.go.jp/gbiz-portal/>

労働情報ポータルサイト「みんなの労働ナビ」が開設されました～厚生労働省

厚生労働省は3月13日、労働に関する情報を一括して検索できるポータルサイト「みんなの労働ナビ」を開設しました。近年、転職やリスキリングの需要が高まる一方、企業の労働力確保も重要な課題となっています。これに伴い、求職者や在職者、企業の採用・人事担当者、キャリアコンサルタントなど、幅広い層から労働に関する信頼性の高い情報へのアクセスニーズが高まっており、本サイトはそれらにワンストップで応えることを目的としています。

◆利用者属性や分野に応じて情報を整理

本サイトでは、以下の4つの利用者別に情報を整理し、必要な情報へ誘導する仕組みを整えています。

- ・求職者（就職・転職希望者）・学生
 - ・在職者（キャリア形成、働き方）
 - ・企業・事業主
 - ・支援者（キャリアコンサルタント、教育機関など）
- また、知りたい分野ごとの検索や、各種データ・統

計等へのアクセスも容易となっています。トップページには「ピックアップ欄」が設けられ、最新の情報や注目すべきトピックが重点的に発信されています。

◆ハローワークの求人・賃金動向を「見える化」

さらに同サイトでは、ハローワークの求人・賃金の動向を地域ごとに「見える化」する特設ページが準備されています。求人数や賃金水準など地域・職種ごとの状況を把握することで、企業は募集職種や地域の相場データに加え、近隣県等のデータを比較・参照することができます。なお、掲載されるデータは3か月ごとに最新のものに更新される予定です。

【参考】

厚生労働省「みんなの労働ナビ」
<https://www.mhlw.go.jp/roudou-navi/>

厚生労働省「はたらく」に関する情報が見やすく便利になります」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_70975.html

マイカー通勤手当の非課税限度額が改正されました

◆マイカー通勤手当の非課税限度額が引上げに

令和8年4月1日以後に支給される通勤手当から、マイカー通勤（自動車・自転車等の交通用具を使用した通勤）に係る非課税限度額が改正されました。給与計算や通勤手当の取扱いに影響する内容で、改正のポイントは2つです。

① 片道 65 km以上の非課税限度額の引上げ

改正前の非課税限度額は、通勤距離が片道 55km 以上の人是一律 38,700 円/月額でしたが、片道 65 km 以上について、下記のように引き上げられました。

- ・片道 65km 以上 75km 未満 → 45,700 円
- ・片道 75km 以上 85km 未満 → 52,700 円
- ・片道 85km 以上 95km 未満 → 59,600 円
- ・片道 95km 以上 → 66,400 円

これにより、片道 65km 以上のマイカー通勤者に対し、これまで課税対象となっていた一部の通勤手当が非課税で支給できる可能性が生じます。

② 駐車場料金相当額の非課税限度額への加算

マイカー通勤者が一定の要件を満たす駐車場等（※）を利用している場合、その駐車場料金相当額（上限 5,000 円/月額）を、通勤距離の区分による非課税限度額に加算できることとなりました。

※マイカー通勤で使用する駐車場等のうち、通勤手当をもらう人の勤務場所の周辺または通勤のために利用する交通機関の駅もしくは停留所その他の施設の周辺にあるもの。

◆対応の留意点

上記は、「令和8年4月1日以後に支払われるべき通勤手当」から適用されます。

自社のマイカー通勤者の通勤距離区分や駐車場代の支給方法について、関連する社内規程等を改めて確認し、正しい給与計算に努めましょう。対象者に改正があったことを知らせておくことも重要です。

【参考】

通勤手当の非課税限度額の改正について（国税庁）
<https://www.nta.go.jp/users/gensen/2026tsukin/index.htm>

5月の税務と労務の手続提出期限 [提出先・納付先]

11日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>
[公共職業安定所]

15日

- 特別農業所得者の承認申請 [税務署]

6月1日

- 軽自動車税（種別割）納付 [市区町村]
- 自動車税（種別割）の納付 [都道府県]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）<雇入れ・離職の翌月末日>
[公共職業安定所]
- 確定申告税額の延納届出額の納付 [税務署]